

宇部市オリーブ産地化推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、オリーブの栽培や収量安定に向けた支援を行い、本市におけるオリーブ産地化を図るため、オリーブ産地化推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 市は、毎年度予算の範囲内において、補助金の交付対象となる事業主体（以下「補助事業主体」という。）が行うオリーブ産地化推進事業（以下「事業」という。）に要する経費について、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付対象となる事業主体、事業名、補助対象経費、補助率及び限度額、交付申請書・実績報告書・事業実施報告書に添付する書類並びに交付条件は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業主体は、宇部市オリーブ産地化推進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 事業に要する経費の内訳が確認できる見積書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別表1に定める書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請をする補助事業主体は、補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条第1項の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請書を提出した補助事業主体に補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助金の交付決定の際付す条件)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業主体は、事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業主体が取得財産等を処分することにより収入を得たと認めるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させるものとする。
- (3) 補助事業主体は、取得財産等については、事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金交付の目的達成のため、市長が必要と認める条件

(申請の取下げ)

第6条 第4条の規定による通知を受けた補助事業主体は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、市長に補助金交付申請取下書（様式第5号）を提出することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業計画の変更等に係る承認の申請)

第7条 補助事業主体は、別表2に掲げる事業の内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第6号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付の決定)

第8条 市長は、前条の事業計画変更承認申請書の提出があった場合において、その変更内容を審査の上、承認することが適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定し、当該申請書を提出した補助事業主体に補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の変更交付を決定する場合において、第5条の規定を準用する。

(変更等に係る承認の申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた補助事業主体は、当該通知に係る補助金変更交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、変更交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、市長に事業計画変更承認申請取下書(様式第8号)を提出するものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金変更交付決定は、なかったものとみなす。

(遂行状況報告)

第10条 補助事業主体は、事業の遂行の状況に関し、市長から報告の要求があったときは、速やかに遂行状況を報告しなければならない。

(事業の遂行等の命令)

第11条 市長は、事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業主体にその遂行を命ずることができる。

2 市長は、補助事業主体が前項の命令に違反したときは、事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業主体は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は当該事業を実施した年度の3月10日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) 事業に要した経費の内訳が確認できる領収書等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別表1に定める書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 第3条第2項ただし書に該当する補助事業主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを当該事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条第1項の規定により報告があった場合において、提出書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第10号)により当該報告をした補助事業主体に通知する。

2 市長は、前条第1項の規定により報告があつた場合において、事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該報告をした補助事業主体に対して命ずることができる。

(補助金の交付請求)

第14条 補助事業主体は、前条の規定による通知を受けた後、補助金の支払を受けようとするときは、交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の交付請求書の提出があつた場合において、審査の上、適法と認めるときは、当該請求書を提出した補助事業主体に補助金を交付することとする。

(事業実施後の状況報告)

第16条 補助事業主体は、事業実施後の適正なオリーブ栽培管理に努め、補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して3年間は、オリーブ収穫終了後から12月28日の期日までに別表1に定める書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、次に掲げる場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業主体が、この要綱に基づく市長の処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助事業主体が、事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- (3) 補助事業主体が、補助金を事業以外の用途に使用した場合
- (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の規定により取消し又は変更をした場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前項の規定による返還を命ずるとき(第1項第4号の場合を除く。)は、その返還に係る補助金を補助事業主体が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 市長は、補助事業主体が納期日までに返還になる補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。

5 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。

6 第1項から前項までの規定は、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の経理)

第18条 補助事業主体は、補助金の経理を明らかにする帳簿を作成し、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(事業の検査等)

第19条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業主体に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、立入検査等職員身分証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(その他必要な事項)

第20条 この要綱及び地方創生推進交付金交付要綱（平成28年府地事第291号）に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第2条、第3条、第12条、第16条関係）

事業主体	事業名	補助対象経費	補助率及び限度額	交付申請書に添付する書類	実績報告書に添付する書類	事業実施後状況報告書に添付する書類	交付条件
本市に住所又は事業所を有する者	(1) 苗木植付事業	3年生以上8年生未満のオリーブの苗木植え付けにかかる苗木購入費及び運搬費	補助率 補助対象経費の1/2 限度額 3,000円/本	・ 植え付け位置図 ・ 植え付け計画平面図 ・ 現況写真（植え付け前）	・ 植え付け位置図 ・ 植え付け完了平面図 ・ 完了写真（植え付け後）	・ 宇部市オリーブ産地化推進事業実施後状況報告書（様式第12号） ・ 現況写真（オリーブ収穫前、収穫中、収穫後）	果実又は葉の収穫を目的にオリーブを栽培し、適正な管理を継続的に行うこと。
	(2) 幼木植付事業	8年生以上のオリーブの幼木植え付けにかかる苗木購入費及び運搬費	補助率 補助対象経費の8/10 限度額 24,000円/本	・ 植え付け位置図 ・ 植え付け計画平面図 ・ 現況写真（植え付け前）	・ 植え付け位置図 ・ 植え付け完了平面図 ・ 完了写真（植え付け後）		
	(3) 土壌改良事業	オリーブ栽培に適した土壌改良に要する資材費、重機リース代及び重機オペレーター人件費もしくは外注費用 ※	補助率 補助対象経費の8/10 限度額 5,000円/a	・ 土壌改良位置図 ・ 土壌改良計画平面図 ・ 現況写真（土壌改良前）	・ 土壌改良位置図 ・ 土壌改良完了平面図 ・ 完了写真（土壌改良後）	・ オリーブ収穫量を示す書類 ・ その他市長が必要と認める書類	・ 土壌改良後に(1)又は(2)の事業を実施するため、3a以上圃場の土壌改良を行うこと。 ・ 過去に当該補助金を受けた土地ではないこと。
	(4) オリーブ加工促進事業	収穫したオリーブの果実の加工に要する経費	補助率 補助対象経費の1/2 限度額 50,000円/件	・ 現況写真（加工前）	・ 完了写真（加工後）	・ 市長が必要と認める書類	加工した成果物によって、オリーブの普及に努めること。

別表2（第7条関係）

事業内容の変更	1 事業経費の変更 (1) 全体事業費の30%を超える増減 2 事業内容の変更 (1) 事業主体の変更 (2) 事業の新設又は廃止
---------	--

様式第 1 号（第 3 条関係）

宇部市オリーブ産地化推進補助金交付申請書

年 月 日

宇部市長 様

申請者所在地

名 称

代表者職氏名

印

年度において宇部市オリーブ産地化推進事業を実施したいので、宇部市オリーブ産地化推進補助金交付要綱第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額 金 円

〔添付書類〕

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 事業に要する経費の内訳が確認できる見積書
- (4) 植え付け（土壌改良）位置図
- (5) 植え付け（土壌改良）計画平面図
- (6) 現況写真（植え付け前、土壌改良前）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第3条、第12条関係）

宇部市オリーブ産地化推進事業計画（実績報告）書

1 事業名

2 事業の必要性及び目的

3 事業内容

4 事業実施場所

所在地 : _____

面積 : _____ a

5 事業費

事業費(円)	事業費負担内訳		
	市補助金(円)	自己負担(円)	その他(円)

6 備考

様式第3号（第3条、第12条関係）

1 収支予算（決算）書

(1) 収入

区分	予算額 (決算額)	摘要
補助金		
自己資金		
計		

(2) 支出

区分	予算額 (決算額)	摘要
計		

2 期間

事業着手年月日（予定年月日）	事業完了年月日（予定年月日）

様式第4号（第4条関係）

指令宇農第 号
年 月 日

申請者名 様

宇部市長 印

宇部市オリーブ産地化推進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度宇部市オリーブ産地化推進事業の補助金については、宇部市オリーブ産地化推進補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定額 金 円

（補助金交付の際付す条件）

- 1 補助金の対象となる事業は、 年度宇部市オリーブ産地化推進事業であり、その内容は交付申請書記載のとおりとし、かつ、宇部市オリーブ産地化推進補助金交付要綱の規定に従うこと。
- 2 事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を市長に提出し、その承認を受けること。
- 3 取得財産等を処分することにより収入を得たときには、その収入の全部又は一部を市に納付すること。
- 4 補助事業主体は、取得財産等については、事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。

様式第5号（第6条関係）

宇部市オリーブ産地化推進補助金交付申請取下書

年 月 日

宇部市長 様

申請者所在地

名 称

代表者職氏名

㊟

宇部市オリーブ産地化推進補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり取り下げます。

なお、提出した書類に関しては返却を求めません。

記

- 1 交付決定年月日 年 月 日
- 2 交付決定番号 指令宇農 号
- 3 取下理由

様式第6号（第7条関係）

宇部市オリーブ産地化推進事業計画変更承認申請書

年 月 日

宇部市長 様

申請者所在地

名 称

代表者職氏名

㊞

年 月 日付け指令宇農第 号において補助金交付決定通知のあった
年度宇部市オリーブ産地化推進事業について、事業計画を下記のとおり変更したい
ので承認されるよう宇部市オリーブ産地化推進補助金交付要綱第7条の規定により申請しま
す。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別紙のとおり

注) 様式第2号を添付し、変更前を上段に、変更後を下段に二段書きすること。

様式第7号（第8条関係）

指令宇農第 号
年 月 日

申請者名 様

宇部市長 印

宇部市オリーブ産地化推進補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで事業計画変更承認申請のあった 年度宇部市オリーブ産地化推進事業の補助金については、宇部市オリーブ産地化推進補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

変更交付決定額 金 円

（補助金交付の際付す条件）

- 1 補助金の対象となる事業は、 年度宇部市オリーブ産地化推進事業であり、その内容は変更承認申請書記載のとおりとし、かつ、宇部市オリーブ産地化推進補助金交付要綱の規定に従うこと。
- 2 事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を市長に提出し、その承認を受けること。
- 3 取得財産等を処分することにより収入を得たときには、その収入の全部又は一部を市に納付すること。
- 4 補助事業主体は、取得財産等については、事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。

様式第8号（第9条関係）

宇部市オリーブ産地化推進事業計画変更承認申請取下書

年 月 日

宇部市長 様

申請者所在地
名 称
代表者職氏名

印

宇部市オリーブ産地化推進補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり取り下げます。

なお、提出した書類に関しては返却を求めません。

記

- 1 変更交付決定年月日 年 月 日
- 2 変更交付決定番号 指令宇農 号
- 3 取下理由

様式第9号（第12条関係）

宇部市オリーブ産地化推進事業実績報告書

年 月 日

宇部市長 様

申請者所在地

名 称

代表者職氏名

印

年 月 日付け指令宇農第 号において補助金交付決定通知のあった
年度宇部市オリーブ産地化推進事業を完了しましたので、宇部市オリーブ産地化推
進補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

〔添付書類〕

- (1) 実績報告書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 事業に要した経費の内訳が確認できる領収書等
- (4) 植え付け（土壌改良）位置図
- (5) 植え付け（土壌改良）完了平面図
- (6) 完了写真（植えつけ後、土壌改良後）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 10 号 (第 13 条関係)

指令宇農第 号
年 月 日

申請者名 様

宇部市長 印

宇部市オリーブ産地化推進補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度宇部市オリーブ産地化推進
事業の補助金については、宇部市オリーブ産地化推進補助金交付要綱第 13 条の規定により、
下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第 11 号 (第 14 条関係)

宇部市オリーブ産地化推進補助金交付請求書

年 月 日

宇部市長 様

請求者所在地

名 称

代表者職氏名

⑨

年 月 日付け指令宇農第 号で補助金の額の確定通知のあった
年度宇部市オリーブ産地化推進事業について、宇部市オリーブ産地化推進補助金交
付要綱第 14 条の規定により、下記により交付されますよう請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

振込先金融機関	銀行 農協 労働金庫 信用金庫	支 店 支 所 出張所
口 座 番 号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		

宇部市オリーブ産地化推進事業実施後状況報告書

1 事業実施後の状況報告

※事業実施当時

事業 実施 年度	事業名	植え付け (土壌改良) 所在地	植え付けしたオリーブ			植え付け (土壌改 良) 面積 (a)	事業実施後の状況		
			(年 生) ※	(本 数)	品種名		1年目	2年目	3年目

(1) 現況写真（オリーブ収穫前・収穫中・収穫後），(2) オリーブ収穫量（出荷量）を示す書類，(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類を添付すること。

2 事業実施後における現在の課題及び今後の展望について